

# 岸和田市公共下水道施設設置等基準

この基準は、岸和田市公共下水道事業における管渠布設及び公共汚水柵の設置についての取り扱いを定め事業を推進するものです。

## 1. 管渠布設（本管）について

管渠布設は、市が整備計画により施工するほか、下記（1）から（3）について、要望書等様式の提出があった場合に施工する。但し、施工時期は市が決定する。なお、要望書等様式の詳細については、別表を参照すること。

### （1）公道

公共下水道布設要望書（様式第1号）の提出があること。

### （2）法定外公共物（里道敷・水路敷等）

公共下水道布設要望書（様式第1号）、公共下水道施設埋設同意書（様式第2-1号）、及び公共下水道施設埋設承諾書（様式第2-2号）の提出があること。

また、上水道管が埋設されている場合は、上水道管埋設同意書及び上水道管埋設承諾書もあわせて提出すること。

### （3）私道

① 私道の幅員が原則として1.5m以上あり、かつ公共下水道管布設が可能であること。

② 他の公道に面せず、当該私道に面した所有者の異なる家屋<sup>\*</sup>が2戸以上あること。

①及び②の条件を満たし、かつ公共下水道布設要望書（様式第1号）、及び公共下水道施設埋設承諾書（様式第3号）の提出があること。

また、上水道管が埋設されている場合は、上水道管埋設承諾書もあわせて提出すること。

## 2. 公共汚水柵について

### （1）公共汚水柵の設置

上記の公共下水道事業に伴う公共汚水柵の設置は、土地所有者から公共汚水柵設置申請書の提出により意思確認を行い施工する。

なお、生産緑地に指定された土地、並びにため池及び山林等には公共汚水柵を設置しない。

## (2) 公共汚水柵の設置場所

公共汚水柵は、道路境界より私有地側 1.5m 以内で、かつ土地所有者の土地であることが明確である場所に設置する。但し、施工上設置困難等やむを得ない事情がある場合は、その限りでない。

## (3) 公共汚水柵の設置深さ

- ① 公共汚水柵の設置深さは、下水道施設に自然流下で接続できる深さを限度とする。但し、空地及び農地（以下、更地等）においては、道路面を基準として最低限の深さとする。
- ② 自然流下で接続できない場合は、ポンプ設備を設置し公共汚水柵に接続する。この場合において、ポンプ設備の設置及び維持管理は土地所有者が行うものとする。

## (4) 公共汚水柵の設置基準

- ① 敷地<sup>\*2</sup>に 1 箇所設置する。
- ② 敷地面積が 500m<sup>2</sup> 以上ある場合は、2 箇所設置することができる。
- ③ 敷地内に複数の筆があって所有者が同一の場合、筆ごとに設置することはできない。
- ④ 敷地内に家屋が複数棟あり、次の要件を全て満たす場合は家屋ごとに設置することができる。
  - 要件・独立した家屋であること
  - ・家屋それぞれに量水器が設置されていること
- ⑤ 更地等の土地所有者別に設置することができる。
- ⑥ 市街化調整区域で更地等の場合は、土地所有者の申請により未整備とすることができる。

将来、該当箇所に設置する場合は、再度公共汚水柵設置申請書を提出すること。但し、市が設置する場合、施工時期は市が決定する。
- ⑦ 公共汚水柵がやむを得ない理由により設置できない場合は、公共汚水柵を設置せず取付管端部にキャップ止めとすることができる。

但し、公共汚水柵の設置は個人負担とする。その際の公共汚水柵は市が支給する。
- ⑧ 本管布設までに土地の形態を変更、または変更予定を証明するものを提出した場合、その形態に応じて設置することができる。
- ⑨ 自己都合により設置する場合は個人負担とする。

## (5) 公共汚水柵設置の施工条件

- ① 設置場所に雑排水管・ガス管・水道管・植木等がある場合の移設費用は個人負担とする。
- ② 設置後の復旧は原状復旧とするが、モルタル仕上げまたはアスファルト仕上げを限度とする。

(6) 公共汚水柵設置申請書の記入について

「イ」欄（家屋所有者）：家屋がない場合は、空欄とする。

「ウ」欄（土地・家屋使用者）：共同住宅の場合は、空欄とすることができる。

「整備された面積」欄：公共汚水柵設置申請書提出時点での登記上の面積とする。

3. 公共下水道施設の移設及び撤去について

公共下水道管理者以外の者が、下水道施設（本管、取付管、公共汚水柵等）に関する工事を行う場合は、次の手続きを行うこと。また、工事費用は全て申請者の負担とする。

① 本管及び公共汚水柵を撤去する場合は、「下水道施設不要申出書」（様式第4号）を提出すること。また、該当工事が完了したときには「下水道施設撤去工事完了届」（様式第5号）を提出し、公共下水道管理者の確認を受けること。

② 公共汚水柵を移設する場合は、「公共汚水柵移設届出書」（様式第6号）を提出すること。

4. その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は公共下水道管理者が定める。

（用語の定義）

\*1 家屋：屋根及び周壁またはこれに類するものを有し、土地に定着した構造物をいう。（例：住家、店舗、倉庫等）

\*2 敷地：建築物を建てるための土地、農地及び雑種地をいう。

この設置基準は、令和5年4月1日から改定する。

(別表)

提出書類一覧表

様式番号	様式名	提出の有無					提出者	備考
		公道	法定外	私道	撤去時	移設時		
第1号	公共下水道布設要望書	○	○	○			町会長	
第2-1号	公共下水道施設埋設同意書(法定外)		○				里道は町会長 水路は水利組合長	
第2-2号	公共下水道施設埋設承諾書(法定外)		○				土地所有者	
第3号	公共下水道施設埋設承諾書(私道)			○			土地所有者	
第4号	下水道施設不要申出書				○		土地所有者	公共汚水柵・本管に適用
第5号	下水道施設撤去工事完了届				○		土地所有者	公共汚水柵・本管に適用
第6号	公共汚水柵移設届出書					○	土地所有者 または使用者	公共汚水柵に適用
参考様式①	上水道管理設同意書(法定外)		△				里道は町会長 水路は水利組合長	上水道管がある場合に必要
参考様式②	上水道管理設承諾書(法定外)		△				土地所有者	上水道管がある場合に必要
参考様式③	上水道管理設承諾書(私道)			△			土地所有者	上水道管がある場合に必要